

北海道森林管理局
治山工事監督・検査実施細則

目 次

治山工事監督・検査実施細則	2-1
第1章 総 則	〃
第1条 目 的	〃
第2条 適 用 範 囲	〃
第2章 監 督	〃
第3条 監督職員の職務	〃
第4条 指示及び承諾	〃
第5条 工事材料の確認検査	〃
第6条 監督員の立会及び確認	2-2
第7条 確認検査の主要事項	〃
第8条 施工管理状況の確認	〃
第9条 設 計 変 更	〃
第10条 災害に係る損害	〃
第11条 工 事 写 真	〃
第12条 出来形の確認	〃
第13条 完 成 報 告	〃
第3章 検 査	〃
第14条 検査の準備	〃
第15条 検査の方法	2-3
第16条 検査結果の措置	〃
第17条 検査報告	〃
第4章 そ の 他	〃
第18条 準 用	〃
別紙1 「治山工事検査実施基準」	2-4
別表2 「圧縮強度換算係数表」	2-30

治山工事監督・検査実施細則

平成16年4月1日付け 16北治第7号
最終改正 令和5年8月29日付け 5北治第164号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この治山工事監督・検査実施細則（以下「細則」という。）は、国有林野事業請負工事監督・検査実施要領（昭和49年4月8日付け林野経第157号（以下「実施要領」という。）第29条の規定に、北海道森林管理局における請負契約による治山工事の監督・検査に関する業務を定めたもので、適正かつ厳正な監督及び検査の遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この細則は次の事業に適用するものとする。

- (1) 国有林野内直轄治山事業
- (2) 民有林直轄治山事業
- (3) 国有林野内直轄治山施設災害復旧事業
- (4) 国有林野内直轄治山災害関連緊急事業

第2章 監 督

(監督職員の職務)

第3条 実施要領第6条で定める職務は、次のとおりとする。

- (1) 請負代金内訳書の検討及び副申。
- (2) 工事工程表の検討及び副申
- (3) 現場代理人届並びに主任技術者届の検討及び副申
- (4) 施工状況の把握及び報告
- (5) 協議又は承諾事項についての処理及び記録
- (6) 指示事項についての確認及び記録
- (7) 確認・検査事項の記録整備
- (8) 部分検査願に対する確認及び副申
- (9) 工事の変更又は中止等の検討及び処理並びに報告
- (10) 工事の災害が発生した場合についての緊急対策とその処理並びに災害報告書の作成と報告
- (11) 工期延長願に対する検討と副申
- (12) 受注者の施工管理状況の確認と措置
- (13) 工事の完成通知書に対する現地確認と副申
- (14) その他必要事項

(指示及び承諾)

第4条 実施要領第7条による指示及び承諾は、指示承諾書によるものとする。

(工事材料の確認検査)

第5条 実施要領第9条及び第10条の工事材料の確認及び検査は、次によるものとする。

- (1) 工事の出来形となるもの及びあらかじめ指定した材料については、見本又は抽出検査によるものとする。
- (2) 鋼製二次製品等については、品質証明書、また種子類については発芽鑑定書により確認又は検査するものとする。
- (3) 検査にあたり、指定と異なる工事材料があった場合、その品質・規格が、指定材料と同等か又はそれ以上であるときは、その材料を使用しても工事目的達成上支障がないと認めるものとする。
- (4) 検査の結果、不合格となった材料については、その理由を明示し、速やかに除去させるものとする。
- (5) その他必要事項について確認検査するものとする。

(監督職員の立会及び確認)

第6条 監督職員は、工事の施工あるいは工事材料に関する確認又は検査を行う場合は、立会によるほか、関係図書並びに工事写真により行うことができるものとする。

(確認・検査の主要事項)

第7条 工事の施工中に立会を原則とする事項は次のとおりとする。

- (1) 工作物等の明視ができなくなる部分、又は重要な部分を施工する場合
- (2) コンクリート等の材料を初めて調査する場合
- (3) アンカーの引抜試験等を実施する場合
- (4) 設計変更事態が生じた場合
- (5) 受注者から現地協議を求められた場合
- (6) その他重要と認められる特別な場合

(施工管理状況の確認)

第8条 実施要領第12条の受注者が行う施工管理の全般について随時確認し、整備させるものとする。

2 施工管理の実施状況で確認すべき図書類は、森林整備保全事業工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という）第1-1-1-28条で定められているものとする。

(設計変更)

第9条 実施要領第13条の工事内容の変更を要する事項は次のとおりとする。

- (1) 設計図書と施工箇所の状態が一致しないとき
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏が発見され、工作物等の構造及び、数量、金額を変える必要が生じたとき
- (3) 工種若しくは種別を新設し、又は廃止するとき
- (4) 工事材料の品質、規格を変える必要が生ずるとき

(災害に係る損害)

第10条 実施要領第17条による災害を受けた場合、受注者から損害発生通知書を直ちに提出させ現地を受注者立会のうで調査し、その結果について分任支出負担行為担当官あて災害調査報告を行うものとする。

(工事写真)

第11条 実施要領第23条に基づく工事写真の記録方法及び時期についての受注者に対する必要な指示は、森林整備保全事業工事標準仕様書「森林土木工事施工管理基準」の内容を具備していなければならない。

(出来形の確認)

第12条 監督職員は、出来形の確認を行う場合は、受注者の作成した最終出来形図書類により原則現地を確認し、その結果を明らかにしておくものとする。

なお、出来形の確認にあたり、ロープ高所作業が必要となる場合等においては、無人航空機を有効に活用すること。

2 確認の結果、設計図書と出来形が不一致であると認められる場合は、本細則の第16条に準じた措置をとるものとする。

(完成報告)

第13条 実施要領第24条に定める監督職員の提出する報告書は、完成報告書によるものとする。

第3章 検 査

(検査の準備)

第14条 検査職員は、検査にあたって総括的に工事の実行経過を把握するため、次の事項について調査するものとする。

- (1) 契約書、契約約款、図面及び仕様書（現場説明の内容を含む。）（以下総称して「設計図書」という。）等の内容
- (2) 監督職員の指示及び承諾事項
- (3) 着工及び完成年月日
- (4) 工期中における設計変更の内容
- (5) 工期中の災害についての被害状況及び損害補償等の内容
- (6) 監督職員の立会、検査及び確認等の状況
- (7) 受注者の提出した施工管理図書類
- (8) その他必要事項

(検査の方法)

第15条 検査職員は、実施要領第27条及び標準仕様書1-1-1-25に基づいて、別紙1「治山工事検査実施基準（Ⅰ）」に留意の上、別紙2「治山工事検査実施基準（Ⅱ）」（以下「検査基準」という。）により当該契約の内容に適合しているかどうかを原則現地で検査を行うものとする。

なお、出来形の確認にあたり、ロープ高所作業が必要となる場合等においては、無人航空機を

有効に活用すること。

検査時に積雪等により出来形等の実測や確認が出来ない場合は書面（出来形管理写真を含む出来形管理資料等）により行うことが出来る。

（検査結果の措置）

第16条 検査職員は、検査の結果・設計図書と出来形が不一致であると認めた場合は、次により速やかに所定の措置をとるものとする。

（1）設計図書と出来形の不一致が「検査基準」の許容範囲を超える場合で、目的達成上支障がないと認められるときは、完成として取扱い、その旨を分任支出負担行為担当官あて報告するものとする。

なお、目的達成上支障の有無の判断については、総合的に行うものとする。

（2）設計図書等と出来形の不一致が、検査基準の許容範囲を超える場合で、目的達成上支障があると認められるときは、改造又は修補の意見を付してその旨を分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

（検査報告）

第17条 検査職員は、検査が完了したときは、次の事項により検査報告書類を作成し、分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

- （1）検査工種、検査箇所及び検査の方法
- （2）関係図書類によって確認した検査内容
- （3）確認検査の結果
- （4）その他必要な事項

2 検査報告書類の構成は次によるものとする。

- （1）治山工事完成（部分）検査報告書
- （2）治山工事完成（第 回出来形部分）検査調書
- （3）治山工事完成検査野帳（検査図を含む。）
- （4）検査不合格報告書
- （5）修補指示書

3 部分完了検査についても前2項に準じて検査報告書類を作成し、分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

第4章 その他

（準 用）

第18条 防災林造成、保安林整備、治山運搬路、空中散布緑化については、この細則によるほか造林事業監督・検査基準及び林道工事監督・検査実施細則を準用するものとする。

治山工事検査実施基準(I)

区分	検査項目			検査要領		備考
	種別	事項	細目	検査箇所	方法等	
検査の準備					(1) 事前の知識として、契約書、契約約款、仕様書、治山技術基準、及び施工地域について、施工上許認可を必要とする適用法令の関連条項を通読しておく。	計画高や出来高寸法の測定箇所については、治山工事施工管理基準別表-1「出来形管理基準」の測定箇所を参照すること。
					(2) 設計書に記載されている工種について、設計図と当該記録写真とを対照させながら工事の概要を理解しておく。	
書類検査					(1) 工事関係書類の内容について、別紙により突合する。	
溪間工事	I 計画検査	1 施工位置	全体	全体	(1) 地形、地物、基準標等から施工位置の確認をする。 (2) コンパス測量を要する場合は、測量野帳、図面を添付する。	
		2 計画高	基準高	構造物の天端の変化点ごと	(1) 構造物の中心線上の基準高について、B・Mよりレベルで測定する。 (2) 実測箇所は、同一平面当たり2箇所以上とし、袖天端、放水路天端、水抜き等、ELをもって図示されている箇所を測定する(谷止等の場合は、各袖天端(左端・右端)、放水路天端(左端・中央・右端)の7箇所、及び水抜き2箇所程度)。 (3) また、一平面の全体を見通して設計と異なる変形が認められる箇所についても測定する。	
	II 形量検査	1 出来形寸法	長さ	袖長、放水路長、その他変化点ごとの延長	(1) 構造図上、示された長さについて、構造物の中心線上をスチールテープで測定する。 ただし、放水路部分は、天端の長さ、袖天端間の長さを測定する。 (2) 埋戻し部分については、表示寸法、記録写真等から確認する。	

区分	検査項目			検査要領		備考					
	種別	事項	細目	検査箇所	方法等						
溪間工事	II 形量検査		幅	各平面ごと	(1) 実測箇所は、同一平面当たり 2 箇所以上をスチールテープ、コンベックスで測定する。 (2) 極力、基準高の測定箇所と同一箇所とする。 (3) また、一平面の全体を見通して設計と異なる変形が認められる箇所についても測定する。 (4) 構造にのりが出る場合等は、その部分について適宜補って測定する。						
			高さ	設計図上高さの示されている箇所	(1) 既知の位置からスチールテープ、レベルで測定する。 (2) 測定箇所は、5 m ごとに 1 箇所以上とし、同一平面あたり最低 2 箇所以上とする。						
			のり (勾配)	各のり面	(1) 一のり面について 5 m ごとに 1 箇所以上 (上・下流面、側壁等それぞれについて) を、スランートルール (その他所要の精度を持つもの) で測定する。 (2) 局部的測定とならないよう平滑な棒などをのり面にあて、その上で測定する。						
			間隔	設計図上、その位置、間隔が表示されている箇所	(1) スチールテープで測定することとし、距離が中心位置で図示されているものについては、端部で測定し、中心までの寸法を加算する。						
			水抜寸法	各水抜	(1) 呑口、排水口のそれぞれをスチールテープ、コンベックスで測定する。						
	III 品質検査	1 材料	品質、規格	工事の主要な材料で、品質、規格を仕様書、特記仕様書に定めたもの	(1) 実測確認のできるものについては、適切な測定器具を用いて実測する。 (2) (1)以外の材料については、工事記録写真等証拠図書によって確認する。						
					2 外見	砂ボロ、豆板、浸食	全体	(1) 外見を目視により確認する。 (2) 目的達成上支障ないと認められるものとしては、その占める面積割合が設計型枠面積を分母として、おおむね 3 % 以内であることとし、必要に応じて上下流面ごとにスチールテープ、コンベックスで測定する。			
								継目	継目	(1) 斜め打継目の有無、そのできた理由。 (2) 打継目が段つきとなっていないか。 (3) 打継目に出っ張りができていないか。 (4) エフロエッセンスが出ていないか。	
								養生	全体	(1) 工事記録写真、工事日報等から養生状態、日数を確認。	

区分	検査項目			検査要領		備考
	種別	事項	細目	検査箇所	方法等	
溪間工事	Ⅲ 品質検査	3 表面強度	テストハンマー	各平面、天端ごと	<p>(1) 谷止等については、原則として上流面1箇所、下流面1箇所（上下流の測定箇所は右岸・左岸を互いにする）、放水路天端、兩岸袖天端を測定する。</p> <p>(2) その他の構造物については、各平面、天端ごとに適宜測定する。</p> <p>(3) 打撃は測定面に直角に行い、測定数は20点とし互いに3cm以上の間隔を持ち、全測定値の算術平均をその箇所の反発度とする。 ただし、異常と認められる値、またはその偏差が平均値の20%以上の値はそれを棄却し、20点となるよう測定を追加する。</p> <p>(4) 構造物が濡れている場合は、反発度に5を加え強度換算する。</p> <p>(5) 合否の判定は、次式によって行う。 $\sigma_{ck} \leq \alpha F$ $\sigma_{ck} : \text{設計基準強度 (特記仕様書の数値 N/mm}^2\text{)}$ $\alpha : \text{測定時材令の 28 日材令の換算係数 (別紙換算表参照)}$ $F : \text{テストハンマーの換算圧縮強度 (別紙換算表参照)}$ </p>	
		4 圧縮強度	標準養生 28 日強度	各供試体	<p>(1) 施工管理記録により確認する。</p> <p>(2) 合否の判定は、各ロットについて次の二式を満足するかどうかで行う。 $\textcircled{1} X1 \geq 0.85 \sigma_{ck}'$ $\textcircled{2} X2 \geq \sigma_{ck}$ $X1 : \text{1 回の圧縮強度試験値 (N/mm}^2\text{)}$ $X2 : \text{3 回の圧縮強度試験結果の平均値 (N/mm}^2\text{)}$ $\sigma_{ck} : \text{設計基準強度 (特記仕様書の数値 N/mm}^2\text{)}$ $\sigma_{ck}' : \text{呼び強度}$ </p>	
		5 反響音	反響音	全体	<p>(1) 外見に異常が認められる場合について、その周辺を含めて手ハンマーでランダムに軽打し、反響音を確かめる。</p> <p>(2) 濁音の箇所は更に密に軽打して、その範囲を確定する。</p>	
		6 破壊	破壊	不良と思われる箇所	<p>(1) 不良打継目、豆板、砂ボロ、空洞（反響音不良箇所）等で欠陥が比較的表層にあると思われる場合に実施する。</p> <p>(2) 破壊の大きさは、不良と思われる範囲で深さ30cmを標準とする。また、破壊の結果、欠陥が更に深部に及んでいる場合は穿孔注水検査により範囲を確定する。</p> <p>(3) 打継目だけがモルタル抜けのような状態で漏水もしない場合、Vカット（幅5cmのクサビ状）に破壊する。</p>	

区分	検査項目			検査要領		備考
	種別	事項	細目	検査箇所	方法等	
溪間工事	III 品質検査	6 破壊	注水	不良と思われる箇所	(1) 不良打継目、豆板、砂ボロ、空洞（反響音不良箇所）等で欠陥が深部に及んでいると思われる場合に実施する。 (2) 穿孔深は、不良と思われる箇所を貫通し、通常1mを標準とする。 (3) 沈下が許容範囲以内であっても外見から欠陥があると想定される場合は、更にその周辺を穿孔し検査する。 (4) 許容限度以上の漏水があった場合は、更にこの周辺を穿孔して欠陥の範囲を確定する。この場合、欠陥のあると思われる箇所に散水し、穿孔から高圧の空気を送気すると、空隙から気泡が吹くので範囲を知ることができる。	
	IV その他検査	1 埋戻	埋戻	全体	(1) ほぼ地山線まで埋戻されているが、特に袖部を保護するように処置されているか。 (2) のり脚は、放水路天端（袖天端）より安全な位置まで内側に寄せられているか。特に、溪幅が狭いため、のり脚を保護する必要がある場合は、適当な土留（石積、木柵等）により保護されているか。 (3) 袖部付近に湧水がないか、湧水があれば、山側からの差し水か、上流からの伏流水かを確かめる。 (4) 溪流の自然流下を妨げるように土砂が堆積されたり、立木が残されたりしていないか。 (5) 放水路から落下した水の流水を妨げるような不整形地形となっていないか。	
		2 のり面仕上げ	のり面仕上げ	袖部のり面	(1) 岩盤のため、のり面緑化が設計されていない場合を除き、のり面が均され緑化されているか。 (2) 十分転圧されていないため、のり面の一部に沈下亀裂がないかどうか確かめる。	
		3 根入り	根入り	明視できない部分	(1) 工事記録写真から設計寸法どおりあるか、根入り寸法はよいか確かめる。 (2) 写真に対比すべきものがなく、寸法の確認ができないときは、必要に応じ掘起し検査する。	
		4 鋼材部組立	鋼材部組立	全体（通り） 抽出（組立）	(1) 構造部全体をみて、各部材がなじみよく接合されているかを確認する。屈曲、凹凸、変形などの不整合が認められた場合は、その部分について基準位置からのズレを測定する。 (2) 構造体組数（セット数）の20%以上、最低2組を抽出検査する。 (3) ボルト・ナットの締付状態、綾構の張り具合など構造の適正な組立が行われているか確認する。	
		5 塗装	塗装	全体	(1) 塗装が剥げ落ちたり、浮き錆が出ていないか確認する。	

区分	検査項目			検査要領		備考
	種別	事項	細目	検査箇所	方法等	
山腹工事	I 計画検査	1 施工位置	全体	全体	(1) 地形、地物、基準標、測量杭等から施工位置について、工種配置図等と対比させ確認する。 (2) 施工目的からみて各工種がなじみよく施工されているかをみる。特に柵工、水路工などは全体として捉え、異常が認められた時は図面上にその位置をメモしておき、施工物件について詳細に確認する。 (3) 面積検査の際、併せて各工作物の位置を確認、完成図と突合する。	
			施工方位	設計図上、方位の示されている箇所	(1) 溪間工事の計画検査、施工位置、施工方位に同じ。 (2) 暗渠など明視できない工種については、工事記録写真からその位置、方位を確認する。写真で確認することが困難な場合は、部分的に掘起こし確認する。	
		2 計画高	基準高	構造物の天端、高さの変化点ごと	(1) 設計図上E Lをもって示されている箇所について、溪間工事の計画検査、計画高により測定する。	
	II 形量検査	1 出来形寸法	長さ	設計図上、長さの示されている箇所	(1) 溪間工事の形量検査、出来形寸法、長さによるほか、測定位置は通常中心線上とする。	
			幅	各平面ごと	(1) 溪間工事の形量検査、出来形寸法、幅による。	
			高さ	設計図上、高さの示されている箇所	(1) 溪間工事の形量検査、出来形寸法、高さによる。	
			のり（勾配）	各のり面	(1) 構造物については、溪間工事の形量検査、出来形寸法、のりによる。 (2) 山腹のり面については、適当な間隔でのり頭とのり脚の二点間を見通し、コンパスによるか、ポールカロットをのり面に沿わし、その上でスラントルールによる測定を行い斜面換算角度と突合する。 (3) のり面全体を見て、のり面に著しい凹凸がないか（特に凸面に注意する）。	
			間隔	設計図上、その位置、間隔の示されている箇所	(1) 設計図は、中心点間、水平距離で示されている場合が多いが、表示方法に注意する。 (2) 柵工など、長い構造物については、各直線部の端部間隔を測定し、次に直線区間を見通して変曲部があればその部分について間隔を測定する。	
			面積	施工区域	(1) 施工区域の周囲測量が立木、根株、岩等である場合は移動の有無の確認を、これ以外は工種ごとの基準による。	

区分	検査項目			検査要領		備考	
	種別	事項	細目	検査箇所	方法等		
山腹工事	II 形量検査	2 出来形数量	工種別数量	抽出箇所及び全体	<p>(1) 標準地抽出面積、及びその個数等について、各工種ごとの基準に定めのあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>① 抽出量：施工面積の5%以上</p> <p>② 1箇所標準地面積：20m²以上</p> <p>③ 標準地個数：1,000 m²未満 = 2個以上 1,000～2,000 " = 3個以上 2,000～4,000 " = 4個以上 4,000～6,000 " = 5個以上 6,000 m²以上 = 7個以上</p> <p>(2) 使用材料の数量を数え設計数量と突合する。また、緑化については発芽、活着及び生育の状況を調査確認する。</p> <p>(3) 肥料、土壌改良剤など、施工結果が明視できないものについては、工事記録写真等により確認する。また、的確に確認できない場合は掘起し検査する。</p>		
	III 品質検査	1 材料	品質、規格	工事の主要な材料で、品質、規格を仕様書、特記仕様書に定めたもの	(1) 標準地内の材料の品質、規格について測定する。ただし、明視できないものについては、工事記録写真等により確認する。		
	IV その他検査	1 施工	施工	施工	抽出箇所及び全体	(1) 施工技術の良否について、仕様書、特記仕様書と対照し、適切かどうかを確認する。	
			2 工種別施工	柵工類	同上	<p>(1) 柵高は、全体を見通して特に高低差(凹凸)の著しいところはないか。</p> <p>(2) 杭の打込方向はよいか、根入りはよいか。</p> <p>(3) 帯梢は萌芽力のある樹枝を用いているか。また、抜けないように十分ねじりながら編みであるか。</p> <p>(4) 裏込がぬけないよう、よく締め固めているか。</p>	
			筋工類	同上	<p>(1) 袋等は、埋め込まれた地山と密着しているか。</p> <p>(2) 筋が曲がったり凹凸ができたりしていないか。</p> <p>(3) 目串等は十分に打ち込まれているか。</p>		
伏工類			同上	(1) 地山によく密着するよう規定本数以上の杭で杭止めされているか。また、接合部は重ね被覆されているか。			
		法枠工類	同上	<p>(1) 枠の組み方は正しいか。また、地山に密着するように施工されているか。</p> <p>(2) 杭は所要の深さに打ち込んでいるか。枠のクロス部分に杭は打ってあるか。</p> <p>(3) 緊結部分は、所定の方法で緊結されているか。</p>			

区分	検査項目			検査要領		備考
	種別	事項	細目	検査箇所	方法等	
山腹工事	IV その他検査	2 工種別施工	法切工類	抽出箇所及び全体	(1) 根株、転石、その他で崩落のおそれのあるものが残っていないか。 (2) 法面に異常な凹凸がないか。 (3) 法頭は所定勾配に切られているか。	
			水路工類	同上	(1) 水路が路床に密着しているか。 (2) 勾配が一定になっているか。また、蛇行していないか。 (3) 集水路の取付は、水が円滑に流れるようになっているか。 (4) 据付深は適切か。 (5) 暗渠の周囲は、目詰まりを起こさないよう施工されているか。	
			吹付工類	同上	(1) 浮土砂は、安定な状態で処理されているか。 (2) むらなく吹付（播種）されているか。	

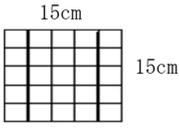
書 類 検 査

検 査 書 類		突 合 書 類		検 査 要 領
名 称	項 目	名 称	項 目	
工事日報	指示、承諾、協議、特記事項	工事指示・承諾書	指示・承諾事項	同一月日に同一内容のものが記載されているか。
		監督日誌	指示、承諾、協議、上申事項	同 上
	作業内容	監督日誌	施工経過、作業内容	作業の内容があっているか。
		コンクリート打設図	打設の位置、数量	コンクリート打設月日、打設箇所、打設数量があっているか。
		工事進行報告、出来形図、出来形集計表	施工の事実、位置	確認の時点で、設計図上区画されている部分で100%進行したものが、その時点以降施工されていないか。
	使用材料	監督日誌	使用数量	使用時の作業、使用月日、使用数量が一致しているか。
		支給材料受払簿	月日、受払数量	同 上
	コンクリート打設計画表	月日、ブロック、打設量	レデーミクストコンクリート輸送計画書	輸送月日、数量
コンクリート打設図			打設月日、ブロック、打設量	計画と実行の相違について、その適否をチェックする。 各ブロックのリフト高は適当か。
スランプ、空気量試験表、供試体試験報告書	測定月日、ブロック番号、スランプ、空気量	特記仕様書	スランプ、空気量	仕様書の数値を基準としてJIS規格の許容範囲に入っているか。 仕様書の数値にあっているか。
		コンクリート納品書	同 上	打設月日と試験月日が一致しているか。
		コンクリート打設図、工事記録写真	打設月日、ブロックの位置、月日、メーターの目盛	打設ブロックの位置は一致しているか。 試験月日とその時の測定値があっているか（写真と突合する）。
コンクリート圧縮強度試験表	試験月日、製造月日、圧縮強度	特記仕様書	強度	仕様書の設計基準強度に対し、品質検査、圧縮強度の検査基準の範囲内か。
		コンクリート納品書	設計基準強度	仕様書の設計基準強度にあっているか。
		コンクリート打設図	打設月日、ブロック位置	打設月日と試験月日が一致しているか。 打設ブロックの位置は一致しているか。
		工事記録写真	月日、メーターの目盛	試験月日とその時の測定値があっているか（写真と突合する）。

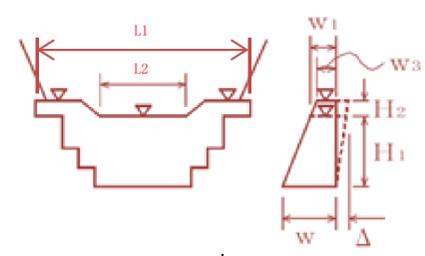
検 査 書 類		突 合 書 類		検 査 要 領
名 称	項 目	名 称	項 目	
コンクリート 配合報告書	配合の設計条件、使用材料	特記仕様書	強度、粗骨材の最大寸法、スランプ、空気量、水セメント比又は単位セメント量、セメントの種類、混和剤	仕様書の指定事項とあっているか。 仕様書の指定材料に適合しているか。
	配合計算書	同 上	同 上	ある条件のもとで、計算に誤りがなく、特記仕様書の指定事項を満足するような結果となっているか。
監督日誌	上申事項	関係書類（設計変更書等）	施行月日、内容	施行月日は妥当か。その内容は一致しているか。
出来形集計表	工種、種別、数量	原設計・変更設計対照表	変更設計数量	設計変更以後における出来形集計表の工種、種別数量は変更数量と一致しているか。
起工測量図		当初「設計図」	各測点の地盤高、位置など	測量の差違が契約約款に基づき設計変更を要するものであるかどうか。
起工測量野帳	測量数値	検算		測量値の換算に誤りがないか。
工事工程表		契約約款	工期延長願	工事請負契約協定書により協定されているか。その理由は妥当か。 損害金の算定は正しいか。
工事災害報告書		工事工程表	着工月日	正当の理由がなく着工が遅れていないか。
			各工種、種別工程	各工種、種別の工程計画と実行の間に大きなずれはないか。
		仮設備等計画図	施設、資材の置場	仮締切、足場などの仮設物や工事資材の置き場所は妥当であったか。
		工事記録写真	施工法の状況	安全な施工法がとられていたか。出来形の種別、部分の確認。
		出来形図	出来形の種別、部分	写真と出来形図を突合する。
		工事日報	作業内容	作業の進め方は妥当であったか。適切な措置がとられていたか。
完成通知書	完成月日、届月日	契約書、監督日誌	工期、完成確認	工期内に完成しているか。

治 山 工 事 検 査 実 施 基 準 (Ⅱ)

工 事 区 分	検 査			合 格		不 合 格		備 考		
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 範 囲	判 定	事 後 措 置			
コンクリートダム (ダム本体工) (副ダム工) (側壁工) (水叩き)	Ⅰ 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±30 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。			
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。					
	Ⅱ 形量検査	1 明視できる部分の出来形寸法	(1) 各部(水抜を除く)の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ及びレベル等で実測検査する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	放水路長 ±50 mm 長さ -50 mm 厚さ -30 mm	同 上	同 上		1) 受注者の責によって掘り起こした部分をコンクリート等で埋戻した箇所対象外とする。 2) 測定した結果を完成図に記入する。	
				I-1-(1)-Bに準ずる。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。					
				(2) 水抜の出来形寸法、及び位置を個々にスチールテープ等で実測検査する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	上下左右の移動 50 mm以内 寸法 ±20 mm	同 上			同 上
					I-1-(1)-Bに準ずる。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				
		2 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	I-1-(1)-A及びBに準ずる。	前記各項に準じて扱う。	同 上	同 上			
	Ⅲ 品質検査	1 材 料	(1) 使用材料の規格・品質の見本又は証拠図書によって確認する。	設計図書で定められたもの。	設計図書と同等以上のもので目的達成上支障ないと認められる場合。	設計図書で定められた未満のもの。	改造又は修補させる。			
		2 外 見	(1) 砂ボロ、豆板、凍結、エフロエッセンス、打継目の不良等について検査する。	目的達成上支障ないと認められる場合。		目的達成上支障あるもの。	穿孔注水検査及び破壊検査等を行いその結果に基づき修補させる。			

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
コンクリートダム (ダム本土工) (副ダム工) (側壁工) (水叩き)	Ⅲ 品質検査	3 養生	(1) 証拠図書によって確認するほか、外見について検査する。	養生状態が十分であればよい。		養生状態が不十分な場合。	更に養生させる。	
		4 圧縮強度	(1) 施工管理記録により検査する。	許容範囲以上であればよい。	1回の試験値が呼び強度の85%以上で、3回の試験値の平均が設計強度以上。	許容範囲以下のもの。	穿孔注水検査及び破壊検査等を行いその結果に基づき改造又は修補させる。	
		5 表面強度	(1) テストハンマーにより表面強度を検査する。 (2) 上流面1箇所、下流面1箇所を測定する。 (3) 天端の測定は、放水路、両岸袖各一箇所の計3箇所を測定する。 (4) 各測定箇所の測定数は20点とし、互いに3cm以上の間隔を持ち、全測定値の算術平均をその箇所の反発度とする。 	同 上	1箇所の平均値が設計強度以上。	同 上	同 上	
		6 反響音	(1) 構造物の各部について軽打し、反響音を検査する。	むらなく金属性の反響音を得られればよい。		濁音を発する箇所は不良である。	同 上	手ハンマーを使用する。
		7 注水等の検査	(1) 以上の各検査の結果、不良箇所があって、特に必要のある場合に行い、内部を検査する。 (2) 特に必要のある場合は、完成図書及び現地検査の結果を総合的に判断する。	手抜工事等、特に粗漏な施工結果が認められない場合はよい。	注水検査では、減水深が穿孔1mにつき10cm/分未満。	手抜工事等、特に粗漏な施工結果が認められる場合。	程度によって全面破壊し新規に築設させるか、又は、増厚及び改造させる。	

工 事 区 分	検 査			合 格		不 合 格		備 考	
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 範 囲	判 定	事 後 措 置		
その他コンクリート 構造物 (コンクリート留工・護 岸工)	I 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。		
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	但し、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				
	II 形量検査	1 明視できる部分の出来形寸法	(1) 各部(水抜を除く)の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ及びレベル等で実測検査する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	長さ -50 mm 幅(厚さ) -30 mm 高さ h<3m = -50 mm h≥3m = -100 mm	同 上	同 上		受注者の責によって掘り起こした部分をコンクリートで埋戻した箇所は、形量検査の対象外とする。
				I-1-(1)-Bに準ずる。	但し、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				
		2 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	I-1-(1)-A及びBに準ずる。	前記各項に準じて扱う。	同 上	同 上		
III 品質検査	コンクリートダムの検査基準に準ずる。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			
鋼製構造物 (ダム本体工(不透過)) (擁壁工)	I 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障が場合。	改造させる。		
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	但し、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
鋼製構造物 (ダム本體工(不透過)) (土留工) (擁壁工)	II 形量検査	1 明視できる部分の出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ等で実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	水 通 し 部	堤高▽ ±50mm 長さ -50mm 幅 W、W3 -50mm 下流側倒れ△ ±0.02×H1	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。 改造させる。	受注者の責によって掘り起こした部分をコンクリート等で埋戻した箇所は、形量検査の対象外とする。
			(2) 鋼材部分は、部材ごとにランダムに抽出して測定する。		袖 部	袖高▽ ±50mm 幅 W ±50mm 下流側倒れ△ ±0.02×H2		
			(3) ダブルウォール構造の場合は、堤高袖高は+の許容範囲値は適用しない。	B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
	(4) コンクリート部分については、コンクリートダムの検査基準に準ずる。							
	2 鋼製部材の組立	(1) ボルト、ナットの締付状態を抽出検査する。	締付が完全なもの。		締付が完全でないもの、ボルト、ナットが破損しているもの。	完全に締付させる。破損しているものは取替えさせる。		
	3 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	I-1-(1)-A及びBに準ずる。	前記各項に準じて扱う。	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。		
	III 品質検査	1 材 料 2 外 見 3 養 生 4 圧縮強度 5 表面強度 6 注水破壊検査	(1) コンクリート部分は、コンクリートダムの検査基準に準ずる。 (2) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。 (3) 積み方、中詰の充填状況等の良否について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。	設計仕様に反するもの。	改造、取替えさせる。		

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
鋼製ダム工 (透過型)	I 形量検査	1 明視できる部分の出来形寸法	(1) 鋼製構造物の検査基準に準じる。	A 許容範囲以内であればよい。	堤長(格子形) ±50 mm 堤長(格子形・B型) ±10 mm 堤幅(格子形) ±30 mm 堤幅(格子形・A型・B型) ±10 mm 高さ(格子形・A型・B型) ±10 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	受注者の責によって掘り起こした部分をコンクリート等で埋戻した箇所は、形量検査の対象外とする。
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
		2 鋼製部材の組立	(1) ボルト、ナットの締付状態を抽出検査する。	締付が完全なもの。		締付が完全でないもの、ボルト、ナットが破損しているもの。	完全に締付させる。破損しているものは取替えさせる。	
		3 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	I-1-(1)-A 及び B に準ずる。	前記各項に準じて扱う。	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
	II 品質検査	1 材 料 2 外 見 3 養生 4 圧縮強度 5 表面強度 6 注水破壊検査	(1) コンクリート部分は、コンクリートダムの検査基準に準ずる。 (2) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。 (3) 積み方、中詰の充填状況等の良否について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造、取替えさせる。	

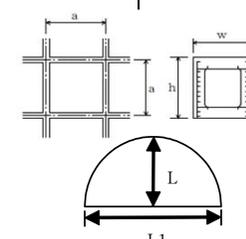
工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考		
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置			
コンクリートブロック積工、張工	I 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。			
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。					
	II 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法は、コンクリートダムの検査基準に準ずる。 (2) 施工延長が 40m 以下の場合、2 箇所測定する。 (3) 厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所で測定する。 (4) 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	I-1-(1)-A に準ずる。	法長 L < 3m -50 mm L ≥ 3m -100 mm 厚さ(ブロック積張) -50 mm 厚さ(裏込め) -50 mm 延長 L= -200 mm	同 上	同 上		受注者の責によって掘り起こした部分をコンクリートブロック等で埋戻した箇所は、形量検査の対象外とする。	
				I-1-(1)-B に準ずる。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。					
		2 胴込・裏込コンクリート及び礫の量の検査		(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて背面掘起こし検査する。	I-1-(1)-A に準ずる。	数量の-5%以内。	同 上			同 上
					I-1-(1)-B に準ずる。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				
III 品質検査	1 積石の検査	(1) 構造物 10.0m ² 当たり 1 箇所の割合で抜き取り検査をして、品質、面、控が規格どおりか、又積み方について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	同 上				
	2 積石、胴込・裏込コンクリート及び礫の質の検査	(1) コンクリートダムの検査基準 III-6 に準じて積石、裏込コンクリートの質を手ハンマー、肉眼等で検査する。	同 上		同 上	同 上				

工 事 区 分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
木製治山ダム (ダム本體工) (側壁工) (水叩工等)	I 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか 実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±100 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
	II 形量検査	1 明視できる部分の出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ等で実測検査する。 (2) 木材部分は、部材ごとにランダムに抽出して測定する。	A 許容範囲以内であればよい。	長さ -50 mm 幅(厚さ) -50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
		2 材料の組立	(1) ボルト、ナットの締付状態を抽出検査する。	締付が完全なもの。	前記各項に準じて扱う。	締付が完全でないもの、ボルト、ナットが破損しているもの。	完全に締付させる。破損しているものは取替えさせる。	
	3 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	I-1-(1)-A 及び B に準ずる。		許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。		
	III 品質検査	1 使用材料の規格寸法	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造、取替えさせる。	
2 中詰石の規格品質		(1) 証拠図書によって検査する。 (2) 積み方、中詰の充填状況等の良否について検査する。	同 上		同 上	同 上		

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
かご工 (じゃかご) (ふとんかご)	I 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
	II 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ等で実測検査する。 (2) 高さ及び幅は、延長 20m 毎に測定するが、施工延長が 40m 以下の場合は、2 箇所測定する。	A 許容範囲以内であればよい。	長さ -200 mm 高さ -50mm 幅(厚さ) -50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
	III 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。 (3) 積み方、結合状態、中詰の充填状況等の良否について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造又は修補させる。	
柵工等	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 設計図示の全数量の 20%以上について検査する。	A 許容範囲内であればよい。	高さ ±10% 長さ L/50= 最小許容量 -100 mm 最大許容量 -400 mm 幅(長さ) ±50 mm	許容範囲を超えて施工の目的達成上支障があると認められる場合。	同 上	
				B 許容範囲を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は、減額(設計変更)する。			

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
植生等の工種 (種子散布工 (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所(設計図示全数量の5%以上)をスチールテープ等で実測検査する。 (2) 施工延長が40m以下の場合は、2箇所測定する。 (3) 3次元計測技術を用いた出来形は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	A 許容範囲以内であればよい。 B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	切土法長 L<5m= -200mm L≥5m= 法長の-4% 盛土法長 L<5m= -100mm L≥5m= 法長の-2% 法長 -200mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	発芽状況については、発芽試験の結果も参考にする。
	II 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。 (2) 発芽状態及び生育状況の良否について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。 発芽、生育状況がよい場合。		設計仕様に反するもの。 著しく生育不良な場合。	改造又は修補させる。	
植生等の工種 (植生基材吹付工) (客土吹付工) (伏工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所(設計図示全数量の5%以上)をスチールテープ等で実測検査する。 (2) 施工延長が40m以下の場合は2箇所測定する。 (3) 吹付厚は、200㎡に1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (4) ただし、計測手法については従来の他に3次元計測技術を用いた出来形は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	A 許容範囲以内であればよい。 B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	法長 L<5m= -200mm L≥5m= 法長の-4% 厚さ t<5cm= -10mm t≥5cm= -20mm 延長 -200mm	許容範囲を超えるもの。	同 上	1) 発芽状況については、発芽試験の結果も参考にする。 2) 面積で管理する場合の許容範囲は、-2%以内とする。
	II 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。 (2) 発芽状態及び生育状況の良否について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。 発芽、生育状況がよい場合。		設計仕様に反するもの。 著しく生育不良な場合。	改造又は修補させる。	
山腹水路工 (水路工) (植生土のう水路工) (張芝水路工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所(設計図示全数量の5%以上)をスチールテープ等で実測検査する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	A 許容範囲以内であればよい。 B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	幅 -100mm 深さ -50mm 延長 -200mm ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
	II 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造又は修補させる。	

工事区分	検査			合格		不合格		備考
	種別	事項	方法	判定	許容範囲	判定	事後措置	
山腹水路工 (水路工) (植生土のう水路工) (張芝水路工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所(設計図示全数量の5%以上)をスチールテープ等で実測検査する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	A 許容範囲以内であればよい。 B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	幅 -100 mm 深さ -50mm 延長 -200 mm ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
	II 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造又は修補させる。	
法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ等で実測検査する。 (2) のり長については、施工延長が40m以下の場合は、2箇所測定する。 (3) 幅等については、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (4) ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	A 許容範囲以内であればよい。 B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	のり長 L<10m = -100 mm L≥10m = -200 mm 幅 w -30 mm 高さ h -30 mm 枠内中心間 a±100 mm 延長 L1 -200 mm ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
	II 品質検査	1 品質、規格等の検査	かご工の検査基準に準じる。			設計仕様に反するもの。	同上	
吹付工 (コンクリート、モルタル)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ等で実測検査する。 (2) 施工延長が40m以下の場合は、2箇所測定する。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直接法長とする。 (3) 吹付厚が200㎡以下の場合は2箇所測定する。 (4) ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	A 許容範囲以内であればよい。 B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	のり長 L<3m = -50 mm L≥3m = -100 mm 厚さ t<5cm = -10 mm t≥5cm = -20 mm 延長 -200 mm ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	1) 吹付面の凹凸が著しい場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とする。 2) 測定した厚さの平均値は設計厚以上とする。 3) 面積で管理する場合の規格値は、設計値以上とする。
	II 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。			設計仕様に反するもの。	同上	



工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
落石防止網工	I 形量検査	1 出来形寸法	(1)各部の出来形寸法についてスチールテープ等で実測検査する。 ・区間長は一契約工事において全施工箇所数の30%以上。 ・法長は区間長検査箇所。 ・ロープ間隔は一契約工事において全ロープ間数の10%以上。 (縦・横「 \sim 」各々について検査)	A 許容範囲以内であればよい。	区間長 L<10m -100 mm L \geq 10m -1% 最大 -200 mm ロープ間隔 -100 mm 法長 -2%	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	実測検査が困難な場合については、証拠図書によって検査する。
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
	II 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。 (2) アンカーの布設状態について、全布設箇所の10%以上検査。 (3) 法面整理・仕上げ状況について全域を検査。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に戻すもの。	改造させる。	アンカーは、証拠図書(引抜試験等状況写真及び結果)による検査を含む。
落石防止柵工	I 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ± 50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	コンクリート基礎がある場合は、その他コンクリート構造物の検査基準に準じる。
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
	II 形量検査	1 出来形寸法	(1) 柵長及び柵高について、スチールテープ等で実測検査する。 (2) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ等で実測検査する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	長さ L/300= 最小許容量 -50 mm 最大許容量 -100 mm 高さ -30 mm	同上	同上	
I-1-(1)-Bに準ずる。				ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				
	III 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に戻すもの。	同上	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
なだれ予防柵工	I 計画検査	1 計画高	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±50 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	1) コンクリート基礎がある場合は、その他コンクリート構造物の検査基準に準じる。 2) 実測検査が困難な場合については、証拠図書によって検査する。
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額（設計変更）して行う。			
		2 間 隔	(1) 柵の水平間隔及び列間斜距離について、スチールテープ等で実測検査する。 (2) 水平間隔及び列間斜距離は、全柵間数の10%以上とする。	I-1-(1)-Aに準ずる。	水平間隔 -10%~0 列間斜距離 -5%~0	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	同 上	
				I-1-(1)-Bに準ずる。	ただし、数量減の場合は減額（設計変更）して行う。			
	II 計画検査	1 出来形寸法	(1) 柵長及び柵高について、スチールテープ等で実測検査する (2) 柵長、柵高ともに設置基数の10%以上とする。	I-1-(1)-Aに準ずる。	長さ L/300= 最小許容量 -50 mm 最大許容量 -100 mm 高さ -30 mm	同 上	同 上	
				I-1-(1)-Bに準ずる。	ただし、数量減の場合は減額（設計変更）して行う。			
III 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書によって検査する。 (2) アンカーの布設状態について、全布設箇所の10%以上検査。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	同 上	アンカーは、証拠図書(引抜試験等状況写真及び結果)による検査を含む。	
集水井工	I 計画検査	1 計画高及び偏心量	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。 (2) 偏心量について、杭頭と底面の差を測定する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±50 mm 偏心量 d= 150 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	実測検査が困難な場合については、証拠図書によって検査する。
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額（設計変更）して行う。			

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
集水井工	II 形量検査	1 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープ等で実測検査する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	長さ -100 mm 巻立て幅 -50 mm 巻立て厚さ -30 mm	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	
				I-1-(1)-Bに準ずる。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
		2 鋼製部材の組立	(1) 部材の取付間隔、段違い、締付状態等を抽出検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造又は修補させる。	
	3 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	I-1-(1)-A及びBに準ずる。	前記各項に準じて扱う。	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。		
III 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については、証拠図書によって検査	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造又は修補させる。		
ボーリング暗渠工	I 計画検査	1 計画高及び穿孔方向、傾斜角	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。 (2) 穿孔方向、及び傾斜角について、ランダムに抽出して測定する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ±100 mm 方向 ±1度 傾斜角 ±2.5度	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造又は修補させる。	実測検査が困難な場合については、証拠図書によって検査する。
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。			
	II 形量検査	1 掘進長	(1) 掘進長について、ランダムに抽出して測定する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	長さ 設計値以上のもの。	許容範囲を超えるもの。	同上	
		2 明視できない部分の	(1) 証拠図書によって検査する。 (2) 必要に応じて掘り起こして検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	同上	
	III 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については、証拠図書によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	改造又は修補させる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考	
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置		
杭 工	I 計画検査	1 計画高及び偏心量	(1) 測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲以内であればよい。	基準高 ± 50 mm 偏心量 $d=D/4$ 以内 かつ 100 mm以内	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造又は修補させる。	実測検査が困難な場合については、証拠図書によって検査する。	
			(2) 偏心量について、杭中心を測定する。	B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				
	II 形量検査	1 根入長	(1) 証拠図書によって確認する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	削孔深さ 設計値以上のもの。	許容範囲を超えるもの。	同 上		
			2 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。		同 上
III 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については、証拠図書によって検査する。	同 上		同 上	同 上			
アンカー工	I 計画検査	1 配置誤差及び穿孔方向	(1) 基準標等から配置誤差、及び穿孔方向について測定する。	A 許容範囲内であればよい。	配置誤差 100 mm 穿孔方向 ± 2.5 度	許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造又は修補させる。	実測検査が困難な場合については、証拠図書によって検査する。	
				B 許容範囲を超えるもので、構造物の目的達成上支障がないと認められる場合。	ただし、数量減の場合は減額(設計変更)して行う。				
	II 形量検査	1 削孔深さ	(1) 証拠図書によって確認する。	I-1-(1)-Aに準ずる。	削孔深さ 設計値以上のもの。	許容範囲を超えるもの。	同 上		
			2 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。		同 上
III 品質検査	1 品質、規格等の検査	(1) 使用材料の規格、品質については、証拠図書によって検査する。 (2) 引抜き、引張り、確認試験等について、証拠図書によって検査する。	同 上		同 上	同 上			

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
土工 (治山ダム土工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 埋戻高は、測量杭及びB・Mよりレベルで測定し、上下流につき1点ずつ設計どおりであるか実測検査する。	A 許容範囲内であればよい。	基準高 長さ -50mm -100mm	許容範囲を超えて施工の目的達成上支障があると認められる場合。	修補させる。	実測検査が困難な場合については、証拠書類によって検査する。
			(2) 埋戻長は、両袖部及び上下流の延長をスチールテープ等で実測検査する。	B 許容範囲を超えて目的達成上支障がないと認められる場合。				
		2 仕上りの良否	(1) 全体的な仕上り状態の良否を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	修補させる。	
土工(掘削工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 必要に応じて実測検査する。	A 許容範囲内であればよい。	基準高 法長 ±50mm L<5m= -200mm L≥5m= 法長-4%	許容範囲を超えて施工の目的達成上支障があると認められる場合。	修補させる。	
			(2) 施工延長が40m以下の場合は、2箇所測定する。	B 許容範囲を超えて目的達成上支障がないと認められる場合。				
		2 仕上りの良否	(1) 全体的な仕上り状態の良否を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	修補させる。	
土工(盛土工)	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 必要に応じて実測検査する。	A 許容範囲内であればよい。	基準高 法長 幅 -50mm -100mm -100mm L<5m= -100mm L≥5m= 法長-2%	許容範囲を超えて施工の目的達成上支障があると認められる場合。	修補させる。	
			(2) 施工延長が40m以下の場合は、2箇所測定する。	B 許容範囲を超えて目的達成上支障がないと認められる場合。				
		2 仕上りの良否	(1) 全体的な仕上り状態の良否を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		設計仕様に反するもの。	修補させる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
土工（残土処理工）	I 形量検査	1 出来形寸法	(1) 必要に応じて実測検査する。 (2) 施工延長が40m以下の場合は、2箇所測定する。 (3) ただし、3次元計測技術を用いた出来形を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	A 許容範囲内であればよい。 B 許容範囲を超えて目的達成上支障がないと認められる場合。	基準高 ±50 mm 法長 L<5m= -100 mm L≥5m= 法長-2% 幅 -100 mm	許容範囲を超えて施工の目的達成上支障があると認められる場合。	修補させる。	
		2 仕上りの良否	(1) 全体的な仕上り状態の良否を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの			設計仕様に反するもの。	修補させる。
植 栽 工	I 形量検査	1 植栽間隔・数量	(1) 設計図示面積のおよそ5%以上の標準地1箇所以上を抽出して検査する。 ただし、数箇所にわたり植付方で類似の場合は、この限りでない。	許容範囲以内であればよい。	植栽等 間隔(列・苗間) ±10% 本数 ±5% 面積 設計値以上	許容範囲を超えて目的達成上支障があると認められる場合。	本数によって精算する。	
	II 品質検査	1 材 料	(1) 使用材料の規格品質について証拠図書等によって検査する。 (2) 活着・生育状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの 活着・生育状況がよい。		設計仕様に反するもの。 著しく活着が不良な場合。	取替させる。 補植させる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許容範囲	判 定	事後措置	
実 播 工	I 形量検査	1 施工面積	(1) 設計図書及び測量野帳等を基準とし任意の測線を抽出して実測検査する。	設計図書のとおりと認められるもの。	法長 L<5m= -200 mm L≥5m= -4% 延長 -200 mm 面積で管理する場合 -2%	許容範囲を超えるもの。	修補させる。	
	II 品質検査	1 材 料	(1) 使用材料の規格品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと道等以上のもの。		設計仕様に反するもの。	修補させる。	1) 測線の実測検査が困難なものについては、間接的方法で面積を確認する。 2) 発芽状況については、発芽試験の結果も参考にする 3) 検査事項の材料、実播状況等、追肥については、航空実播にも適用する
		2 実播状況等	(1) 実播むらの検査は各実播箇所全体を目視により行う。 (2) 播種量等は証拠図書により検査する。	A 実播むらが目立なく、生育が良好な場合。		左記以外の場合。	修補させる。	
				B 設計図書に適合している場合		左記以外の場合。	修補させる。	
	3 追 肥	(1) 設計図書にもとづき、施工面積、施工状況、施肥量等の実施結果を目視又は証拠図書等により検査する。	設計図書に適合している場合。		左記以外の場合。	修補させる。		
III その他検査	(1) 法面の整理状況（浮石、伐根等の処理）階段切付状況その他施工技术の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良なもの。	修補させる。			
空中散布緑化作業			指定された区域内に契約どおりの散布が行われたかを監督日誌、記録写真、その他関係資料等に基づいて検査する。	良好と認められるもの。		不良なもの。	修補させる。	
その他の工事			(1) 出来形寸法等については、それぞれ構造物の内容に応じて、スチールテープその他必要な測定器具を用いて検査する。 (2) その他、防災林造成、保安林整備、治山運搬路、空中散布緑化等については、この基準によるほか、造林事業請負検査要領、及び林道工事検査実施細則等を準用するものとする。	類似した構造物に準じて判定する。			不合格の場合は、設計どおり改造（修補）させる。	